会計年度任用職員（スクールカウンセラー）募集要項

職名（職種）	札幌市会計年度任用職員（スクールカウンセラー）
採用予定人数	若干名
職務内容	スクールカウンセラーに関する業務
応募資格	次のいずれかに該当する方 １　公認心理師 ２　財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士 ３　精神科医 ４　児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法（昭和22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る。）の職にある者又はあった方 地方公務員法第 16 条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験のある方
任用期間	令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで ※採用後、１か月間は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、翌々年度まで再度任用の可能性あり
勤務場所	札幌市立学校　※勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務所属	札幌市立学校
勤務日・時間	・勤　務　日：１週間当たり１日（月曜日～金曜日） ・休　　日：土曜・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年１月３日 ・勤務時間：１週間当たり 30 時間以内、校種等によって以下のとおり。ただし、校長からの要請があった場合等、必要に応じて時間外勤務を行うことがある。 小学校・義務教育学校（前期）　１週間当たり３時間で年間 47 週の勤務（年間 140 時間以内） 中学校・義務教育学校（後期）・中等教育学校・高等学校・特別支援学校 １週間当たり７時間で年間 40 週の勤務　（年間 280 時間以内） スーパーバイザー １週間当たり３時間で年間 35 週の勤務　（年間 100 時間以内） ・休憩時間：１日当たりの勤務時間が６時間を超える場合は、勤務時間の途中に 45 分 ※時間外勤務を命ずる場合あり
報酬	時間給 5,000 円（通勤手当、地域手当を含む） ※上記の金額は令和６年 11 月時点のものですが、給与改定等により採用時に、変更されることがあります。
諸手当	時間外勤務手当
休暇	年次休暇（任用当初から付与、原則１日）、特別休暇（夏季休暇等）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用（加入要件有）
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入（加入要件有）
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	・応募受付期間：令和６年 11 月１日～令和６年 12 月 20 日 ・面 接 日 程　：随時 ・合否決定時期：令和７年２月 ・応 募 方 法　：上記の受付期間までに、以下の申込先にメールで連絡。メールが難しければ

	電話で連絡。 ※電話連絡後に、所定の履歴書様式を送付いたしますので、必要事項を御記入の上、面接時に持参してください。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。 【申込先（募集者）】 　札幌市教育委員会学校教育部児童生徒担当課 アドレス jidouseito@city.sapporo.jp　　TEL 011-211-3861
個人情報の取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。